

5－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
取 得 財 産 価 額		外	人 － 3,028	外	千円 － 209,394,838
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		107		2,659,041
	債 務 控 除 額		1,519		17,056,863
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		467		1,363,709
	課 税 価 格	実	3,055		196,360,725
相 続 税 額	算 出 税 額		3,024		23,575,039
	2 割 加 算 額		249		353,399
	計	実	3,024		23,928,438
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税		139		41,282
	配 偶 者		558		6,219,345
	未 成 年 者		25		7,842
	障 害 者		83		85,391
	相 次 相 続		132		328,105
	外 国 税 額		－		－
	計	実	869		6,681,965
差 引 税 額		実	2,581		17,246,473
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額			31		152,148
小 計			2,577		17,094,326
農 地 等 納 税 猶 予 額			48		604,543
株 式 等 納 税 猶 予 額			2		13,176
山 林 等 納 税 猶 予 額			－		－
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実	2,567		16,491,726
	還 付 税 額	実	11		15,120
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			－		－
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			1,094		88,580,000

調査対象等： 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額の無い場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 20 年 分	2,903	192,679,250	26,039,796	9,130,783	2,425	15,881,873	11	32,066	1,000
平成 21 年 分	2,602	177,731,717	24,371,120	6,389,270	2,187	16,373,211	7	8,641	925
平成 22 年 分	2,859	191,303,087	24,114,816	6,696,071	2,381	15,849,047	11	33,769	1,048
平成 23 年 分	2,961	182,301,789	20,208,718	4,954,459	2,481	14,365,665	14	24,293	1,064
平成 24 年 分	3,055	196,360,725	23,928,438	6,681,965	2,567	16,491,726	11	15,120	1,094

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
富 山	365	22,960,891	308	1,978,327	132
高 岡	301	18,101,464	252	1,310,101	97
魚 津	165	9,131,214	134	671,377	60
砺 波	161	9,109,999	137	702,467	60
富 山 県 計	992	59,303,568	831	4,662,271	349
金 沢	822	59,724,681	700	5,753,427	286
七 尾	59	3,015,660	51	151,255	19
小 松	175	10,759,299	150	742,448	60
輪 島	40	2,331,272	32	86,135	17
松 任	129	8,028,935	113	560,941	47
石 川 県 計	1,225	83,859,847	1,046	7,294,206	429
福 井	374	26,749,168	313	2,665,618	147
敦 賀	70	4,242,530	58	542,804	23
武 生	215	12,443,572	169	794,224	76
小 浜	34	2,228,806	25	113,645	15
大 野	53	2,574,960	43	156,961	17
三 国	92	4,958,274	82	261,997	38
福 井 県 計	838	53,197,310	690	4,535,249	316
総 計	3,055	196,360,725	2,567	16,491,726	1,094

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 3,054	千円 196,261,642	人 2,561	千円 16,494,847	人 1,094
	修正申告による増差額	53	322,391	88	33,066	42
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	15 △	223,308	21 △	36,187	11
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,055	196,360,725	実 2,567	16,491,726	実 1,094
過年分	申 告 額	97	3,838,135	80	176,323	46
	修正申告による増差額	485	5,239,546	684	994,904	285
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	99 △	1,229,104	120 △	248,094	52
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 676	7,848,577	実 879	923,132	実 333
合 計	申 告 額	3,151	200,099,777	2,641	16,671,170	1,140
	修正申告による増差額	538	5,561,937	772	1,027,969	327
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	114 △	1,452,412	141 △	284,281	63
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,731	204,209,302	実 3,446	17,414,859	実 1,427

調査対象等： 「本年分」は平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成23年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年11月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成22年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	1	15	15	1,443	-	-
過 年 分	460	78,923	71	30,724	31	39,040
合 計	461	78,938	86	32,166	31	39,040

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の 数	課 税 価 格	うち相続時精算課 税適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課 税適用財産価額	うち暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	267	22,618,940	476,583	116,295	334,330	612
1 億 円 超	567	78,027,635	753,531	644,192	3,205,137	1,855
2 "	128	30,296,730	271,996	185,909	2,553,251	452
3 "	91	34,768,435	556,853	201,992	4,473,597	318
5 "	22	12,676,782	34,501	96,689	2,104,586	80
7 "	14	11,906,636	555,887	70,344	2,596,844	54
10 "	5	5,966,484	－	44,637	1,227,102	17
20 "	－	－	－	－	－	－
30 "	－	－	－	－	－	－
50 "	－	－	－	－	－	－
70 "	－	－	－	－	－	－
100 "	－	－	－	－	－	－
合 計	1,094	196,261,642	2,649,351	1,360,059	16,494,847	3,388

調査対象等： 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課 税 価 格 級 階	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
1 億 円 以 下	人 6	人 48	人 100	人 88	人 25	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
1 億 円 超	1	32	120	194	138	57	15	6	4	-	-	-
2 "	-	9	14	46	32	16	9	1	1	-	-	-
3 "	-	3	14	36	20	13	1	4	-	-	-	-
5 "	-	-	3	9	5	3	2	-	-	-	-	-
7 "	-	1	-	4	5	3	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	7	93	252	379	226	93	28	11	5	-	-	-

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数		取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	実	人 511	千円 20,475,353
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）		369	4,220,548
	宅地（借地権を含む。）		1,027	57,138,121
	山林		239	402,484
	その他の土地		295	5,489,255
	計		1,039	87,725,760
家屋、構築物			986	12,535,968
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	実	177	261,284
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		30	197,096
	売掛金		44	156,211
	その他の財産		105	672,984
	計		239	1,287,575
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実	212	7,816,943
	同上以外の株式及び出資		755	9,069,822
	公債及び社債		297	4,012,193
	投資・貸付信託受益証券		378	4,880,031
	計		902	25,778,988
現金、預貯金等			1,092	56,002,376
家庭用財産			808	478,900
その他の財産	生命保険金等	実	288	8,171,977
	退職金及び功労金等		81	2,923,516
	立木		81	71,100
	その他の		949	14,292,334
	計		976	25,458,927
合計		実	1,089	209,268,494
相続時精算課税適用財産価額			84	2,649,351
債務等	債務	実	999	14,806,265
	葬式費用		1,068	2,209,997
	計		1,085	17,016,262
差引純資産価額		実	1,090	194,901,583
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額			257	1,360,059
課税価額		実	1,094	196,261,642

調査対象等：平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。